

館山若潮マラソン大会に係る協賛等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、館山若潮マラソン大会（以下「大会」という。）に係る協賛、出店、写真撮影販売（以下「協賛等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- ① 「協賛等」とは大会（前夜祭含む）及び館山市のスポーツの振興・発展に寄与するため、「金銭」「物品」「金銭及び物品」を提供することをいう。
- ② 「出店」とは大会（前夜祭含む）会場内で商品等の展示・販売することをいう。ただし、館山商工会議所郷土みやげ祭り実行委員会等に属するものは除く。
- ③ 「写真撮影販売」とは販売を目的に大会会場等で選手を撮影することをいう。

(承認の基準)

第3条 協賛等は、次の各号に該当するものについて、承認することができる。

- (1) 国又は、地方公共団体の施策の推進上有益であると認められるもの。
 - (2) 堅実な活動実績を有し、かつ、大会への協賛等の能力が十分であると認められるものであること。
 - (3) その他館山若潮マラソン大会事務局（以下「大会事務局」という。）で館山市に有益であると認められるもの。
- 2 前項の規程にかかわらず、大会事務局で不相当と認められる協賛等については、承認しないものとする。

《承認しない事例》

- ① 政治性及び宗教性のある企業等
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- ③ 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ④ 暴力団員等と密接な関係を有するもの
- ⑤ 納付すべき税を滞納しているもの

3 第1項の規程による協賛等の金額は、別表1、2のとおりとする。

(申請の手続)

第4条 協賛等を申請しようとするものは、別紙「協賛申込書」、「出店申込書」、「写真撮影販売申込書」により大会事務局に大会実施日の前年10月末日までに申し出なければならない。

2 大会事務局は、前項の申請を受けたときは、速やかに協賛等の可否を決定し、申請者に連絡するものとする。

(報告)

第5条 大会事務局が必要と認めるときは、協賛等の報告書（任意形式）の提出を求めることができる。

(その他)

第6条 当大会がやむをえない事情で中止となった場合、中止決定の時期により受領済みの協賛金等は返還しない。

第7条 その他、この規程にない事項等疑義が生じた場合は、双方が協議し決定するものとする。

別表 1

【協賛】

種別	金額	内容	
		基本メリット	オプションメリット
特別協賛1 ※1社のみ	1,000,000 円 以上	・ナンバーカード(上段)に企業名等掲載 <small>サイズ:幅7mm×高150mm程度</small> ・プログラムボードに企業名等掲載 ・ステージ看板に企業名等掲載(特大) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 6口まで
特別協賛2 ※1社のみ	800,000 円以上 1,000,000 円未満	・ナンバーカード(下段)に企業名等掲載 <small>サイズ:幅7mm×高100mm程度</small> ・プログラムボードに企業名等掲載(大) ・ステージ看板に企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 5口まで
協賛1	400,000 円以上 800,000 円未満	・ステージ看板に企業名等掲載(大) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 5口まで
協賛2	300,000 円以上 400,000 円未満	・ステージ看板に企業名等掲載(中) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 4口まで
協賛3	200,000 円以上 300,000 円未満	・ステージ看板に企業名等掲載(中) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 2口まで ※出店除く
協賛4	100,000 円以上 200,000 円未満	・ステージ看板に企業名等掲載(小) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	下記オプション品目より 1口 ※出店除く
協賛5	50,000 円以上 100,000 円未満	・ステージ看板に企業名等掲載(小) ・プログラムへの企業名等掲載 ・大会名使用権	なし

《オプション品目》

No.	品目	内容(1口当たり)
1	HP掲載	大会公式HPに企業バナーリンク又は新着情報への掲載(1種類)
2	プログラム広告掲載	大会プログラムへの広告掲載(A4 モノクロ1頁:約1万部)
3	チラシ封入	選手配布物への封入(1種類:約1万枚)
4	のぼり旗掲出	会場内にのぼり旗(7本まで)掲出
5	横断幕掲出	会場内に横断幕(2枚)掲出
6	出店※協賛2以上	会場内への出店(2×3間)※テント1張・机2脚・椅子4脚貸出可

《注意事項》

- ①大会HP用バナー、のぼり旗、横断幕、チラシ、プログラム広告掲載用データは企業側で用意する。
- ②のぼり旗、横断幕の設置撤去は企業側で行う。設置場所は主催者側の指定する場所とする。
- ③物品協賛の場合は、希望小売価格の60%での金銭換算とし、物品内容については大会事務局と協議の上決める。
- ④出店について
 - ・出店場所は大会事務局で指定する。
 - ・飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
 - ・賠償責任保険に加入していること。
 - ・火器を使用する場合は消火器(ABC消火器の6型以上)を用意すること。
- ⑤特別協賛について、前回大会の特別協賛企業の申込みを優先する。

別表 2

【出店】

No.	品目	内容	金額
1	出店(大会当日)	大会会場での出店(2×3間スペース)	50,000 円以上
2	出店(前夜祭)	前夜祭会場での出店	50,000 円以上

《注意事項》

- ①物品による支払いの場合は、希望小売価格の 60%での金銭換算とし、物品の内容については大会事務局と協議の上決める。
- ②出店について出店場所は大会事務局で指定する。申込み多数の場合は事務局にて内容等を審査し選考する。
- ③出店に必要なテント、机、椅子等は出店者側で用意すること。また、強風等に対応出来る十分な安全対策を施すこと。
- ④前夜祭への出店については、別途、施設管理者へ施設使用料等支払いあり。(申請者負担)
- ⑤飲食物の出店については、食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は出店者側で対応するとともに、衛生管理に十分注意し、消毒液等で定期的に手等の消毒をすること。
- ⑥賠償責任保険に加入していること。
- ⑦火器を使用する場合は消火器(ABC消火器の6型以上)を用意すること。

【写真撮影販売】

No.	品目	内容	金額
3	写真撮影販売	会場内等での選手の写真撮影及びインターネット等による販売 大会公式HPに企業バナー掲載(1種類) 大会公式HP新着情報への掲載(2回) 選手配布物へのチラシ封入(1種類:約1万枚) 大会名使用权	300,000 円以上

《条件》

- ①写真撮影に際し、コース上には出ないこと。
- ②ストロボは使用しないこと。
- ③安全確保のためドローン等による空撮は行わないこと。
- ④責任者は大会本部と連絡が取れる体制にあること。
- ⑤選手・応援・大会関係者が不快となるような行動は避けること。
- ⑥トラブルが発生した場合には、速やかに責任を持って対処すること。
- ⑦配置時間、人員、場所、方法等について計画書を提出すること。
- ⑧その他大会事務局の指示に従うこと。

《注意事項》

- ①写真撮影販売は1社のみ(後援企業が行う写真サービスは除く)とし、プロポーザル方式により選定する。
- ②大会HP用バナー、チラシは企業側で用意する。